

素案等に対する意見等

第1回会議でいただいた意見（庁内の意見も含む）等に対する対応方針を記載しています。ご確認ください。

	項目	意見・提案等	対応方針
1	前文	<p>わかりやすく頭に入るように検討してほしい。</p> <p>例</p> <p>わたしたちの憲法は、一人ひとりの人間が大切であり、男女が平等であることをうたっています。この憲法の実際をいかにしていくために、国は、女子差別撤廃条約に関連した一連の法整備を整えるとともに、男女共同参画社会基本法を定め、真の男女平等の達成に向けて政策のあるべき姿を国や都道府県や市町村等に示しています。</p> <p>わたしたちは、男女が社会の対等な構成員として、共同して責任を果たしていくことが、より人間らしく生きるうえで、何よりも大切なことだと考えます。</p> <p>この考え方にしたがって、本市でも平成22年に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな取組を進めてきました。しかし、市民の意識の中には、男女の固定的な役割分担が依然として根強く、多くの市民が実生活において、男女の不平等を感じるなど、本市の現状はまだ十分とは言えません。</p> <p>私たちは先人たちが築きあげたこの地が、更に内外に開かれ、時代の流れに即した社会になることを願うとともに、男女共同参画社会の推進にいっそう取り組むことを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>制定する意義をわかりやすく表現します。</p> <p>宍粟市の特徴として、地域活力向上の必要性からも男女共同参画社会の推進が重要であることを盛り込み、下記のとおりとします。</p> <p>わたしたちの憲法は、一人ひとりの人間が大切であり、男女が平等であることをうたっています。この憲法の実際をいかにしていくために、国は、女子差別撤廃条約に関連した一連の法整備を整えるとともに、男女共同参画社会基本法を定め、真の男女平等の達成に向けて政策のあるべき姿を国や都道府県や市町村等に示しています。</p> <p>わたしたちは、男女が社会の対等な構成員として、共同して責任を果たしていくことが、より人間らしく生きるうえで、何よりも大切なことだと考えます。</p> <p>この考え方にしたがって、本市でも平成22年に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな取組を進めてきました。しかし、市民の意識の中には、男女の固定的な役割分担意識が依然として根強く、多くの市民が実生活において、男女の不平等を感じるなど、本市の現状はまだ十分とは言えません。</p> <p><u>人口減少社会の到来や社会経済が大きく変化する中、活力ある豊かな明るい宍粟市を創造していくためには、一人ひとりの人権を尊重し、安心して自分らしく生きられる社会でなければなりません。</u></p> <p>私たちは先人たちが築きあげたこの地が、更に内外に開かれ、時代の流れに即した社会になることを願うとともに、男女共同参画社会の推進にいっそう取り組むことを決意し、この条例を制定します。</p>
3	第5条 市民の責務	市の責務においては、……努めなければならない、と表現するが、市民、教育関係者、事業者、市民団体の責務については、努めるものとする、と表現する。	市の責務は、市として努力を強く求めるため、（努めなければならない）とし、市民等については、努力していくことを原則や方針とするので、（努めるものとする）とする。
4	第6条 教育関係者の責務	努めなければならない → 努めるものとする	
5	第7条 事業者の責務		
6	第8条 市民団体の責務		

	項目	意見・提案等	対応方針
7	第9条 性別等による権利侵害の禁止について	<p>兵庫県条例第7条のように、3項立てすることはできないか、あっさりしすぎていないか。</p> <p>兵庫県条例 (性別による差別的取扱い等の禁止) 第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 3 何人も、家庭等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。</p>	<p>性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスは社会のあらゆる分野において禁止するため、一括りにします。また、多様な性に対する規定を追加するため、改めて整理し、下記のとおりとします。</p> <p>(性別等における権利侵害の禁止) 第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性的指向、性自認等による権利侵害を行ってはならない。 2 何人も、性的指向又は性自認等の公表に関して、いかなる場合も強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。</p>
8	11条～21条	<p>市の実施すべき基本施策に、 ・ワーク・ライフ・バランスの推進を入れたほうがいいのか。 理由は、企業での女性の参画を進めるのには、働き方改革とワークライフバランスをセットでやっていかないといけないため。また、行政が企業へアプローチしやすくなるのではないか。</p>	<p>どの施策も重要ですが、男女共同の推進を特に必要とする分野は時代の変遷によって変化していくことから、個別具体の分野を特出しする規定は設けないこととします。なお、他分野における具体的な施策については、宍粟市男女共同参画プランの中に位置付けていくことになります。</p>
9	11条～21条	<p>市の実施すべき基本施策に、 ・男女共同参画に関する教育の推進を入れたほうがいいのか。 理由は、子どもたちに重要性を伝えることは重要であるため。</p>	
10	11条～21条	<p>市の実施すべき基本施策に、 ・防災及び減災の分野における施策の推進を入れたらいいのか。 理由は、避難所のガイドライン等にも女性の視点からの防災が必要になってきています。</p>	

	項目	意見・提案等	対応方針
11	11条～21条	<p>市の実施すべき基本的施策に ・ドメスティック・バイオレンスの防止等を入れて欲しい。</p> <p>理由は、本市では宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画を策定しているが、DVに関する条例等がないため、条例に記載することでより計画の実行性を担保するため。</p>	<p>他分野ではあるが、配偶者等に対する暴力行為は男女共同参画の推進を阻害する行為であることから、本市が具体的な施策として実施することを規定することとします。防止に向けた広報、啓発等に取り組むとともに、被害者の保護及び自立を支援するため、関係機関と連携を図りながら必要な措置を講ずることを定めます。</p> <p>(ドメスティック・バイオレンスの防止等)</p> <p>第20条 市は、関係機関と連携した、ドメスティック・バイオレンスの防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとする。</p>
12	第17条 苦情等への対応	(苦情又は相談への対応) あるいは、(相談等への対応)の方がいいかと思います。	(苦情又は相談等への対応)とします。
13	条例名称	性的マイノリティ当事者にとっては、男女共同参画という言葉自体が自分が疎外されているような印象を受けてしまう。国立市の女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例を知ったとき、中身も男女ではなくて全ての人と明記されていて、すごくいい事だと思った。宍粟市がそこまで追いついていない現状はわかるが、条例が恒久的なものであるなら、めざすべき姿を条例名に出来たらいいのではないか。	「男女共同参画」という言葉は、基本法に使用されており、「参画」という言葉には、女性が意思決定の中核に加わっていくという重要な意味を持っているため、使用したい言葉であります。しかしながら、時代にふさわしい条例にすることも含めて、再度検討します。
14	条例名称	条例名は、先進的な名前にするほうが、宍粟市をアピールすることになるのではないか。	